

1 事業名

所沢市民文化センター改修事業契約締結の一部変更

2 事業の概要

所沢市民文化センター改修事業については、P F I 手法により設計・改修、開館準備、その後 10 年間の維持管理等を包括的に実施するため、平成 30 年 7 月に事業者と本契約を締結し、改修事業を進めている。

本事業は、当初契約の締結後新たに生じた法令上の安全性確保等への対応及び令和元年 10 月 1 日の消費税率等の変更への対応に伴い、契約金額の変更を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、工事の内容変更に伴い変更契約を締結している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基準計画との整合性

地方自治法、地方自治法施行令、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、所沢市公共施設等総合管理計画、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）、建築基準法

6 事業費及びその財源等

(事業費) 所沢市民文化センター改修事業（平成 30 年度～令和 11 年度）

事業費総額 7,819,572,501 円

(財源) 地方債 3,987,200,000 円

一般財源 3,832,372,501 円

7 その他

添付資料

- ・所沢市民文化センター改修事業変更契約概要

所沢市民文化センター改修事業変更契約概要

- 1 事業名 所沢市民文化センター改修事業
- 2 事業場所 所沢市並木一丁目 9 番地の 1
- 3 既決契約金額 7,767,853,921 円
- 4 変更後契約金額 7,819,572,501 円
- 5 契約増額金額 51,718,580 円
- 6 変更の理由 当初契約の締結後新たに生じた法令上の安全性確保等への対応及び令和元年 10 月 1 日の消費税率等の変更への対応に伴い、契約金額を変更する必要が生じたため
- 7 仮契約日 令和元年 6 月 7 日
- 8 契約の相手方 所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 2
所沢サステイナブルサービス株式会社
代表取締役社長 水野高志